

# ジャーナル編集委員会規則

平成 26 年 7 月 12 日理事会制定

(趣旨)

**第1条** この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、ジャーナル編集委員会（以下「本委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 本委員会は、地球惑星科学の発展に寄与する各種出版物の発行に際し、編集を中心とした業務を担当する。

(構成)

**第3条** 本委員会の構成は、100名以内の委員をもって構成する。  
2 委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選任する。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員長、副委員長についても同様とする。

(権限)

**第5条** 本委員会は、第2条で定める活動に必要な事項について検討し、その結果を理事会に報告する。  
2 その他、学術出版に関し、理事会の諮問に応じ又は必要に応じて自ら理事会に意見を述べる。